

宿泊約款

第1条 適用範囲

当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設は、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする場合は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) お客様の氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) お客様の連絡先
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。
 - (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。
 - (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで）に連絡がとれないとき。
 - (3) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。
4. 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼし、もしくは当施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (12) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
- 3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20：00（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができるものとします。

第6条 当施設の契約解除権

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (3) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止

事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

(8) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。
3. 当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(5)及び(6)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第7条 宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) 前泊地及び行先地
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条 客室の使用時間

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、16:00から翌朝10:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過1時間ごとに、1,100円
3. 前項の時間外の客室使用はチェックアウト日の15:00までを限度とします。
4. 前二項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理その他当ホテルの運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条 利用規則の遵守

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第10条 営業時間

当施設の主な営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の案内書等で御案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間

イ. 門限 : 23:00を原則とします

ロ. フロントサービス : 24:00

(2) 飲食等サービス時間

イ. 朝食 : 7:00～8:30

ロ. 昼食 : 11:30～15:00

ハ. 夕食 : 17:30～20:00

(3) 入浴施設

イ. 日帰入浴 : 10:00～21:00

ロ. 宿泊入浴 : 16:00～24:00 及び 翌朝6:00～7:30

(4) 売店

8:30～20:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条 料金の支払い

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当施設の責任

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、お客様の前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは宿泊者の被った損害が補填されない場合があります。

第13条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条 寄託物等の取扱い

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。

ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重過失のある場合を除き、3万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにな

らなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、3万円を限度としてその損害を賠償します。

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。
4. 第1項及び第2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、1万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 大浴場利用時の手荷物の管理

大浴場を利用される場合には、貴重品（現金を含む。以下、本条において同じ。）及びルームキーは、フロントにお預けになるか、ロッカーにその用法に従って収納していただくものとします。

2. ロッカーに収納又はフロントにお預けになった物品の取扱いは、第14条1項の規定に従うものとします。
3. 貴重品及びルームキーを脱衣所に放置したまま入浴する等、第1項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことによって生じた損害について、当ホテルは責任を負いません。

第17条 駐車場の責任

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に、当ホテルが被った損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第11条関係)

		内訳
宿泊料金	基本宿泊料金	室料及びサービス料 朝食等の飲食料
	付帯料金	追加飲食 その他の利用料金
	税金	消費税

別表第2 違約金(第5条関係)

予約申込人数	取消の通知を受けた日					
	不泊	当日	前日	2～3 日前	4～5 日前	6～7 日前
14 名まで		80%	20%	20%		
15 名～30 名まで		80%	50%	20%	20%	10%
31 名以上	100%	80%	50%	20%	20%	20%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。